2026年4月23日

保護者の皆様へ

施設長

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	239,108	300,218	300,218	300,218	298,798	296,438	288,748	295,438	295,438	289,498	286,868	295,208
		3歳児	239,108	237,478	237,478	237,478	236,058	233,698	226,008	232,698	232,698	226,758	224,128	232,468
		4歳以上児	218,138	216,508	216,508	216,508	215,088	212,728	205,038	211,728	211,728	205,788	203,158	211,498
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	235,460	235,460	235,440	235,430	235,440	235,410	235,360	235,330	235,310	235,460	235,180	240,640
	短時間		231,350	231,350	231,330	231,320	231,330	231,300	231,250	231,220	231,200	231,350	231,070	236,530
	標準時間	1・2歳児	154,140	154,140	154,120	154,110	154,120	154,090	154,040	154,010	153,990	154,140	153,860	159,320
	短時間		150,210	150,210	150,190	150,180	150,190	150,160	150,110	150,080	150,060	150,210	149,930	155,390
	標準時間	3歳児	76,250	76,250	76,230	76,220	76,230	76,200	76,150	76,120	76,100	76,250	75,970	81,430
	短時間		72,270	72,270	72,250	72,240	72,250	72,220	72,170	72,140	72,120	72,270	71,990	77,450
	標準時間	4歳以上児	56,150	56,150	56,130	56,120	56,130	56,100	56,050	56,020	56,000	56,150	55,870	61,330
	短時間		52,180	52,180	52,160	52,150	52,160	52,130	52,080	52,050	52,030	52,180	51,900	57,360

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,410	4,900	4,650	4,410	4,900
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900